

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	月島機械・メタウォーター・東芝 特定建設工事共同企業体	237,300,000	平成25年7月1日	-	契約の性質または目的による場合	
2	平野下水処理場東池急速ろ過池洗浄排水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	石垣メンテナンス(株)	10,500,000	平成25年7月1日	-	契約の性質または目的による場合	
3	最適先端処理技術実験施設整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	理水化学(株)	17,482,500	平成25年7月2日	-	契約の性質または目的による場合	
4	弁天抽水所外1か所電気設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	464,100,000	平成25年7月4日	-	契約の性質または目的による場合	
5	大野下水処理場 No. 3送泥ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	10,867,500	平成25年7月8日	-	契約の性質または目的による場合	
6	舞洲スラッジセンター吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	建設局	パナソニックES産機システム (株)	3,139,500	平成25年7月11日	-	契約の性質または目的による場合	
7	九条抽水所ポンプ制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)東芝	278,040,000	平成25年7月11日	-	契約の性質または目的による場合	
8	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)マコト電気	4,126,500	平成25年7月16日	-	契約の性質または目的による場合	
9	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	日揮(株)	262,290,000	平成25年7月16日	-	契約の性質または目的による場合	
10	加美北住宅(1・2号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	フジテック(株)	114,450,000	平成25年7月18日	-	契約の性質または目的による場合	
11	韮ヶ崎テニスセンターセンターコート他2面コートサーフェス補修工事	14A:体育施設工事	経済戦略局	スポーツサーフェス(株)	4,725,000	平成25年7月18日	-	契約の性質または目的による場合	
12	海老江下水処理場沈砂池外揚砂ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)相互ポンプ製作所	9,135,000	平成25年7月22日	-	契約の性質または目的による場合	
13	海老江下水処理場 第1反応槽水中機械式曝気装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	阪神動力機械(株)	4,971,750	平成25年7月22日	-	契約の性質または目的による場合	
14	十八条下水処理場外4か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	10,395,000	平成25年7月22日	-	契約の性質または目的による場合	
15	中浜下水処理場外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	19,950,000	平成25年7月23日	-	契約の性質または目的による場合	
16	此花下水処理場外1か所送泥ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	21,105,000	平成25年7月23日	-	契約の性質または目的による場合	
17	新栄小学校用地汚染土処理工事	13E:その他とび・土工・コンクリート工事	都市整備局	ミツオ建設(株)	105,945,000	平成25年7月23日	-	入札に付することが不利な場合	
18	南港中住宅(43・45号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	三菱電機ビルテクノサービス (株)	84,105,000	平成25年7月25日	-	契約の性質または目的による場合	
19	平林南第2住宅(1・2号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	日本エレベーター製造(株)	55,125,000	平成25年7月25日	-	契約の性質または目的による場合	
20	中加賀屋住宅(9・10・12号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	日本オーチス・エレベータ(株)	68,040,000	平成25年7月25日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
21	柴島浄水場下系配水池太陽光発電設備補修工事	04:電気工事	水道局	(株)GSユアサ	12,390,000	平成25年7月26日	-	契約の性質または目的による場合	
22	防災行政無線設備同報系システム改修工事	10:電気通信工事	都市整備局	(株)日立国際電気	69,090,000	平成25年7月29日	-	契約の性質または目的による場合	
23	平野下水処理場汚泥溶融炉設備補修工事	09B:上下水道施設工事	建設局	日揮(株)	294,000,000	平成25年7月30日	-	契約の性質または目的による場合	
24	舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	巴工業(株)	52,500,000	平成25年7月31日	-	契約の性質または目的による場合	
25	大淀配水場回転速度制御設備改良に伴う既設設備改造その他工事	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)明電舎	144,900,000	平成25年7月31日	-	契約の性質または目的による場合	
26	恩貴島抽水所外2か所消火設備修繕	09E:消防施設工事	建設局	(株)初田製作所	3,465,000	平成25年7月31日	-	契約の性質または目的による場合	
27	大阪市中央卸売市場本場冷蔵庫棟4階冷凍機CR-42圧縮機補修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場	(株)日立プラントサービス	1,764,000	平成25年8月1日	-	契約の性質または目的による場合	
28	今福下水処理場No. 2汚泥除じん設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	6,489,000	平成25年8月2日	-	契約の性質または目的による場合	
29	中浜下水処理場 第4沈砂池スクリーンかす搬出機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)IHI環境エンジニアリング	29,400,000	平成25年8月5日	-	契約の性質または目的による場合	
30	平野下水処理場外6か所計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	向洋電機(株)	11,550,000	平成25年8月5日	-	契約の性質または目的による場合	
31	舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	14,070,000	平成25年8月5日	-	契約の性質または目的による場合	
32	鳴野第2住宅(1・2号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	東芝エレベータ(株)	61,425,000	平成25年8月6日	-	契約の性質または目的による場合	
33	舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	14,175,000	平成25年8月7日	-	契約の性質または目的による場合	
34	大阪市中央卸売市場本場市場東棟雑排水ポンプPD-3-1その他補修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場	新明和アクアテックサービス(株)	1,596,000	平成25年8月7日	-	契約の性質または目的による場合	
35	大阪港防潮扉遠隔制御設備移設工事	10:電気通信工事	港湾局	(株)東芝	15,750,000	平成25年8月7日	-	契約の性質または目的による場合	
36	千島下水処理場外1か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	10,500,000	平成25年8月9日	-	契約の性質または目的による場合	
37	住之江下水処理場消化槽加温用温水設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)高尾鉄工所	4,546,500	平成25年8月9日	-	契約の性質または目的による場合	
38	大野下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備用かくはん機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	11,340,000	平成25年8月13日	-	契約の性質または目的による場合	
39	海老江下水処理場 第1沈澄池No. 2返送汚泥ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテックサービス(株)	2,551,500	平成25年8月19日	-	契約の性質または目的による場合	
40	平野下水処理場遠心脱水機用汚泥破砕機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	古河産機システムズ(株)	3,045,000	平成25年8月20日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
41	此花下水処理場 各種揚砂ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)相互ポンプ製作所	5,040,000	平成25年8月20日	-	契約の性質または目的による場合	
42	大野下水処理場 濃縮前処理設備用沈砂分離装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	JFEエンジニアリング(株)	10,500,000	平成25年8月21日	-	契約の性質または目的による場合	
43	海老江下水処理場ポンプ棟No. 17雨水ポンプ用吐出弁電動開閉機外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	日本ギア工業(株)	3,202,500	平成25年8月21日	-	契約の性質または目的による場合	
44	西淀工場1号炉ボイラ設備外緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	5,670,000	平成25年8月21日	-	緊急の必要による場合	
45	平野下水処理場汚泥処理棟汚泥ケーキ移送ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	2,625,000	平成25年8月22日	-	契約の性質または目的による場合	
46	中浜下水処理場No. 1初沈濃縮汚泥供給ポンプ外一軸偏心式ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	7,770,000	平成25年8月22日	-	契約の性質または目的による場合	
47	平野下水処理場 電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	16,485,000	平成25年8月22日	-	契約の性質または目的による場合	
48	今福下水処理場ITV設備修繕	10:電気通信工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	3,045,000	平成25年8月23日	-	契約の性質または目的による場合	
49	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(2工区)築造工事(その9)	01:土木工事	建設局	大成・奥村・前田・中林 特定建設工事共同企業体	362,250,000	平成25年8月27日	適用	入札に付することが不利な場合	
50	中浜下水処理場 消化ガスエンジン点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	JFEエンジニアリング(株)	50,190,000	平成25年8月27日	-	契約の性質または目的による場合	
51	竹島抽水所消火設備修繕	09E:消防施設工事	建設局	(株)コアツ	2,394,000	平成25年8月28日	-	契約の性質または目的による場合	
52	東淀工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	107,940,000	平成25年9月2日	-	契約の性質または目的による場合	
53	大阪市中央卸売市場本場防火シャッター補修工事	14L:建具工事	中央卸売市場	三和シャッター工業(株)	945,000	平成25年9月3日	-	契約の性質または目的による場合	
54	大阪城公園青屋門改修工事-2	02A:建築工事	都市整備局	(株)鳥羽瀬社寺建築	24,150,000	平成25年9月5日	-	その他	
55	泉尾配水場電気設備設置に伴う既設設備改造その他工事	09B:上下水道施設工事	水道局	三菱電機(株)	63,000,000	平成25年9月5日	-	契約の性質または目的による場合	
56	平野市町抽水所外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	6,720,000	平成25年9月9日	-	契約の性質または目的による場合	
57	平野工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	JFEエンジニアリング(株)	29,190,000	平成25年9月9日	-	契約の性質または目的による場合	
58	住之江工場取水設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)電業社機械製作所	24,780,000	平成25年9月10日	-	契約の性質または目的による場合	
59	海老江下水処理場 送泥ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	10,290,000	平成25年9月11日	-	契約の性質または目的による場合	
60	住之江工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	211,470,000	平成25年9月13日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
61	庭窪浄水場1・2系送水ポンプ設備改良に伴う既設設備改造その他工事	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)日立製作所	64,575,000	平成25年9月17日	-	契約の性質または目的による場合	
62	塚本抽水所No. 5汚水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	19,425,000	平成25年9月18日	-	契約の性質または目的による場合	
63	大淀配水場施設運転用自家発電設備設置に伴う既設設備改造その他工事(その2)	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	20,895,000	平成25年9月18日	-	契約の性質または目的による場合	
64	此花下水処理場濃縮前処理電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	日新電機(株)	5,880,000	平成25年9月18日	-	契約の性質または目的による場合	
65	海老江下水処理場 再揚水ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	7,140,000	平成25年9月19日	-	契約の性質または目的による場合	
66	住之江工場有害ガス処理設備整備工事	09D:機械器具設置工事	環境局	倉敷紡績(株)	8,668,800	平成25年9月19日	-	契約の性質または目的による場合	
67	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(1工区)築造工事(その8)	01:土木工事	建設局	大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体	556,500,000	平成25年9月20日	適用	入札に付することが不利な場合	
68	西島1丁目地内一時貯留水排水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)鶴見製作所	3,465,000	平成25年9月24日	-	契約の性質または目的による場合	
69	大阪市中央卸売市場南港市場副産物処理ろ過タンクその他改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	関西ティーイーケイ(株)	68,250,000	平成25年9月24日	-	契約の性質または目的による場合	
70	住之江下水処理場消化ガス脱硫設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	6,352,500	平成25年9月25日	-	契約の性質または目的による場合	
71	東淀川浄水場配水ポンプ用高圧電動機二次短絡装置補修工事	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)明電舎	10,500,000	平成25年9月25日	-	契約の性質または目的による場合	
72	平野下水処理場東池急速ろ過池電気設備機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	31,395,000	平成25年9月25日	-	契約の性質または目的による場合	
73	インテックス大阪照明制御装置改修工事	04:電気工事	都市整備局	東芝ライテック(株)	26,250,000	平成25年9月26日	-	契約の性質または目的による場合	
74	柏里第2住宅(4~6号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	(株)日立ビルシステム	101,850,000	平成25年9月26日	-	契約の性質または目的による場合	
75	平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)マコト電気	3,990,000	平成25年9月27日	-	契約の性質または目的による場合	
76	中浜下水処理場 西ポンプ棟No. 4雨水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	30,450,000	平成25年9月30日	-	契約の性質または目的による場合	
77	出入橋抽水所外5か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	305,340,000	平成25年9月30日	-	契約の性質または目的による場合	
78	平野工場1号炉ボイラ設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	JFEエンジニアリング(株)	9,975,000	平成25年9月11日	-	緊急の必要による場合	
79	かもめ大橋緊急補修工事	07A:鋼桁工事	港湾局	日立造船(株)	8,347,500	平成25年9月5日	-	緊急の必要による場合	

随意契約理由書

1 工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事

2 契約相手方：月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1. 修繕名称：平野下水処理場東池急速ろ過池洗浄排水ポンプ修繕
2. 契約相手方：石垣メンテナンス（株）
3. 随意契約理由：

今回修繕をする洗浄排水ポンプは、東池急速ろ過池のろ材洗浄した排水を分配槽へ送水する設備であるが、No.2 は電動機の巻線が短絡焼損し、No.3 は主軸等が破損しており、ともに運転不能な状態になった。本ポンプが停止すると処理場各施設に必要な三次処理水を生成できなくなり水処理設備、汚泥脱水設備、焼却設備、溶融設備の運転に支障をきたし、また、水質悪化を招く恐れがあるため修繕を行うものである。

本ポンプは（株）石垣が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は（株）石垣より保守点検整備業務を移管されている石垣メンテナンス（株）のみである。

4. 根拠法令：
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
5. 担当部署：
建設局 南部方面管理事務所 設備課
(電話番号：06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

最適先端処理技術実験施設 整備修繕

2 契約の相手方

理水化学(株)

3 随意契約理由

本点検整備業務は、柴島浄水場内にある最適先端処理技術実験施設に設置されたプラント設備について点検整備を実施し、機能維持を図るものである。

当該設備は、理水化学(株)が独自に設計・製作したもので、点検整備修繕に際しては設備の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上の理由により、本業務を行うことができるのは、理水化学(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場 (電話番号06-6815-2356)

随意契約理由書

1. 工事名称： 弁天抽水所外1か所電気設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株)日立製作所

3. 随意契約理由：

本工事は、弁天抽水所高圧受変電設備の更新に伴い必要となる電気設備への機能追加、配電盤の設計製作、据付並びに配管配線工事及び監視機能等を既設監視制御設備外に機能追加するとともに、猫間川抽水所で別途施工される電気設備工事に必要となる監視機能等を既設監視制御設備に機能追加するものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署：建設局管理部設備課(電話番号06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

大野下水処理場 No. 3 送泥ポンプ修繕

2 契約の相手方

兵神装備(株)

3 随意契約理由

今回修繕する No. 3 送泥ポンプは、大野下水処理場の送泥槽に貯留した消化汚泥を海老江下水処理場へ移送するための設備であるが、前回の整備から約 8 年が経過し、しゅう動部の摩耗損傷が著しく、必要な移送量が確保できず施設の運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本ポンプは、兵神装備(株)が設計製作したもので、修繕における分解、組み付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、また必要な取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、兵神装備(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

平成 25 年 7 月 / 日

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター吸収式冷温水機修繕

2 契約相手方： パナソニック ES 産機システム㈱

3 随意契約理由：

今回修繕する吸収式冷温水機は、舞洲スラッジセンターの熱負荷が高い監視室を含む全館を冷却する冷水及び全館の給湯を行うための温水を作るための熱源設備であり舞洲スラッジセンターの施設を運転するために欠かせない重要な設備である。

その吸収式冷温水機が長時間の運転により損耗し、運転に支障を来たしているので今回修繕するものである。

本吸収式冷温水機は、三洋電機㈱が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており他社では製作していない。また、取替部品も設計製作した同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である三洋電機㈱の保守サービス全般・修理業務の業務を一任されているパナソニック ES 産機システム㈱のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 九条抽水所ポンプ制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： (株) 東芝

3. 随 意 契 約 理 由：

本工事は、九条抽水所ポンプ設備の更新に伴い必要となる電気設備の設計製作、据付並びに配管配線工事及び監視機能等を既設監視制御設備外に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株) 東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株) 東芝のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2 契約相手方 (株)マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における重要な制御信号の確保と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な測定、試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、分析計としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している分析計の修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 工事名称

平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方

日揮(株)

3 随意契約理由

今回工事を行う汚泥溶融炉設備は、平野下水処理場及び東部管内の発生汚泥を脱水処理したケーキを溶融するための設備であり、汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

当該下水処理場の汚泥溶融炉設備はプラントメーカーである日揮(株)において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、その技術については特許権など当該プラントメーカーが有している。整備工事については、汚泥溶融炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥溶融炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、下水処理事業の性質上、設備の停止期限が限定されるため、短時間で工事を施工する必要がある。このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備を施工した会社以外は、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥溶融炉、排ガス処理設備等の設備全体の性能、作動状態等について、保証することが困難であり、汚泥溶融炉設備全般に一貫して責任を持たせることが出来る業者は日揮(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 平野下水処理場(電話番号06-6757-3309)

随意契約理由書

1 案件名称

加美北住宅(1・2号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-9643)

随意契約理由書

1 工事名称

韃テニスセンターセンターコート他2面コートサーフェス補修工事

2 契約の相手方

スポーツサーフェス株式会社

3 随意契約理由

本工事は、韃テニスセンターのセンターコート他2面コートサーフェスの補修を行うものであり、コート内に発生したクラック（亀裂）の幅が大きく、またクラックによる段差も大きくなる可能性があり、利用者の安全を凶るという観点からも早急に補修を要するものである。

また、クラックを放置しておく、利用者の安全面のみならず、国際レベルの大会を実施する際のコート認定を受けることができないため、本年10月に予定されている「大阪市長杯世界スーパージュニアテニス選手権大会」及び「HP JAPAN WOMEN'S OPEN TENNIS 2013」などの開催ができない事態となる。

これらの事情により早急に補修が必要であるが、韃テニスセンターのコート仕上げはデコターフという製品を使用しており、これはテニスコートの国際基準としての役割を担う製品であり、また国際大会で使用するにあたり、他のコートとサーフェスを同一にしておかなければならないため、同製品で補修をすることが必要不可欠である。

この製品の製造元は、米国カリフォルニアのプロダクトコーポレーション社であるが、米国において同製品の取扱いを行っているのは同社のデコサーフェッシングシステムズ部門であり、日本におけるデコターフ等の施工公認代理店はスポーツサーフェス（株）のみである。

よって、本工事を施工できる唯一の業者である上記相手方と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市経済戦略局 スポーツ部 スポーツ課 スポーツ施設担当

(電話番号06-6469-3870)

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称 海老江下水処理場 沈砂池外揚砂ポンプ修繕

2 契約相手方 (株)相互ポンプ製作所

3 随意契約理由

今回修繕する揚砂ポンプは、海老江下水処理場の沈砂池で沈んだ砂を搬出設備へ送るための設備であるが、メカニカルシール及び軸受等の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷したメカニカルシールから汚水が浸入し、揚砂ポンプを運転する事が出来ないため修繕するものである。沈砂池内に砂が堆積し続けた際には、下水の流入を阻害し、浸水など処理区域の市民生活に支障を来たすおそれがある。

本ポンプは、(株)相互ポンプ製作所が設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度や羽根車と摩耗リングとのクリアランス調整など、製作会社の保有する調整技術が必要であり、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)相互ポンプ製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称 海老江下水処理場 第1反応槽水中機械式曝気装置修繕

2 契約相手方 阪神動力機械(株)

3 随意契約理由

今回修繕する水中機械式曝気装置は第1反応槽の水処理用の設備であるが、平成19年に修繕してから6年が経過しており、24時間運転のため各部が摩耗・損傷し、攪拌能力が低下している。そのため、攪拌不足によって槽内に汚泥が堆積され、汚泥腐敗による悪臭の発生や、堆積物の蓄積により槽内容積が縮小し、窒素・りん除去処理の能力低下のため放流水の水質基準が満たせないおそれがある。

本水中機械式曝気装置は、阪神動力機械(株)が設計製作したものであり、修繕にあたっては、本体シールカセットなどの取替部品について、設備性能を発揮させるための組付精度及び許容値など、取替や調整の技術が必要であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。また、取替部品についても他社では製作していない。以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である阪神動力機械(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-0113)

随意契約理由書

1 案件名称

十八条下水処理場外4か所電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス㈱

3 随意契約理由書

今回修繕する十八条下水処理場外4か所電気設備は、処理場及び抽水所を安定稼働させるための設備であるが、長期の使用により老朽化し、著しく機能が低下した構成部品を修繕する必要がある。

本設備は、㈱東芝が設計製作したもので部品の取替えにあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より製品のアフターサービスを移管されている東芝電機サービス㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場外1か所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する中浜下水処理場外1か所電気設備は、動力設備、監視制御設備、ITV設備、計装設備であり、処理場および抽水所の運転に重要な役割を持つ設備であるが、長期の使用により老朽化し、著しく機能が低下した構成部品を取替えるとともに、設備の高い信頼性を維持するために高圧電動機の精密整備修繕を行うものである。

動力設備および監視制御設備は(株)日立製作所、ITV設備は(株)日立国際電気、計装設備は(株)日立ハイテクソリューションズが設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕を他社に行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービスを移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

此花下水処理場外1か所送泥ポンプ修繕

2 契約の相手方

兵神装備(株)

3 随意契約理由

今回修繕する送泥ポンプは、下水処理過程で定常的に発生する汚泥を処理場外へ移送するための設備であるが、長時間の運転により摩耗損傷が著しく、必要な移送量が確保できず施設の運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本ポンプは、兵神装備(株)が設計製作したものであり、修繕における分解、組み付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、修繕に必要な取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、兵神装備(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

新栄小学校用地汚染土処理工事

2 契約の相手方

ミツオ建設(株)

3 随意契約理由

現在施工中である新栄小学校用地に隣接する用地から土壤汚染対策法における基準値を超える汚染物質を含有している事が判明したため、新栄小学校用地においても同様の調査を行い、その結果に応じて土壤汚染対策法に則った処理を行うことが決定された。

これによる土壤汚染調査の結果、新栄小学校用地でも汚染土が確認されたため、本工事は平成26年1月移転開校に向けて汚染土の処理を行うものである。

新栄小学校用地では、施工中の工事が平成25年11月30日を工事期限として、プール設置及び運動場整備を行っており、その工事においては、地中部分を含めた既設構造物を撤去した上で、新たな構造物を設置する施工が行われている。その際の汚染土がある部分の工事施工手順として、既設構造物撤去、汚染土掘削、構造物新設、埋め戻しを繰り返し行うことから、汚染土処理を分離して施工することが困難であり、本工事と現在施工中工事は密接不可分となっているとともに、開校までの限られた期間に同一箇所の工事を行うことから施工責任の一元化を図るためにも同一業者において施工させる必要がある。

さらに、同一業者において施工した場合、工事期間の短縮に加え、工事場所、進入路及び資材置場が本工事と重複していることから、工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保が図られる。

よって、上記相手方に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ

(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

南港中住宅(43・45号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三菱電機(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知した製造者である三菱電機(株)から、昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された、三菱電機ビルテクノサービス(株)が唯一施工可能である。よって、三菱電機ビルテクノサービス(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-9643)

随意契約理由書

1 案件名称

平林南第2住宅(1・2号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造株式会社の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては日本エレベーター製造株式会社にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本エレベーター製造株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課（電話番号 06-6208-9643）

随意契約理由書

1 案件名称

中加賀屋住宅(9・10・12号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-9643)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場下系配水池太陽光発電設備補修工事

2 契約の相手方

(株)GSユアサ

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場下系配水池に設置している太陽光発電設備の補修を行うものである。

当該設備は、日本電池(株)が独自に設計、製作したものであり、工事による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、日本電池(株)は(株)ユアサコーポレーションと平成18年に合併し、(株)ジーエス・ユアサインダストリーとなり、さらに平成19年に(株)ジーエス・ユアサパワーサプライ(会社分割・再編により平成16年に設立)と合併し、平成22年に(株)GSユアサが設立され、事業継承されており、本工事ができる業者は(株)GSユアサのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2403)

随意契約理由書

1 案件名称

防災行政無線設備同報系システム改修工事

2 契約の相手方

(株)日立国際電気

3 随意契約理由

本工事は、防災行政無線設備同報系システムの制御部の改修及び無線機器の基板構成部品の取替修繕を行うものである。

防災行政無線設備同報系システムは、区役所、小学校、避難所等、市内約440か所に設置された子局のスピーカーに音声を直接伝達する設備であり、災害時において市民に災害情報や避難勧告等の情報を伝達する役割を果たすものである。

本工事で改修を行う防災行政無線設備の制御部は、既設設備と一体になってシステムとして機能を発揮するものであり、既設設備との接続及び試験調整にあたっては、製造業者が有している独自の技術が必要である。

また、無線機器の基板構成部品の取替修繕を行うためには、既設機器の構造や機能を把握している必要がある。

さらに、施工する際には既設設備を機能させたまま段階的な切替を行うため、トラブルが生じた場合の責任の所在を明確にし、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があることから、既設設備を設計、製作及び設置した(株)日立国際電気以外に施工させることはできない。

以上のことから、システム全体を把握したうえで、既設設備を機能させたまま確実な施工ができる唯一の業者である(株)日立国際電気と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課（設備グループ）（電話番号 06-6208-9378）

随意契約理由書

1 工事名称

平野下水処理場汚泥熔融炉設備補修工事

2 契約の相手方

日揮(株)

3 随意契約理由

今回工事を行う汚泥熔融炉設備は、平野下水処理場及び東部管内の発生汚泥を脱水処理したケーキを熔融するための設備であり、汚泥熔融炉設備の安定した性能維持のため必要となる補修を行うものである。

当該下水処理場の汚泥熔融炉設備はプラントメーカーである日揮(株)において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、その技術については特許権など当該プラントメーカーが有している。補修工事については、汚泥熔融炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥熔融炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、下水処理事業の性質上、設備の停止期限が限定されるため、短時間で工事を施工する必要がある。このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥熔融炉設備を施工した会社以外は、当該下水処理場の汚泥熔融炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥熔融炉、排ガス処理設備等の設備全体の性能、作動状態等について、保証することが困難であり、汚泥熔融炉設備全般に一貫して責任を持たせることが出来る業者は日揮(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 平野下水処理場(電話番号06-6757-3309)

随意契約理由書

1. 修繕名称：舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕
2. 契約相手方：巴工業（株）

3. 随意契約理由：

今回修繕を実施する遠心脱水機設備は、舞洲スラッジセンターへの送泥汚泥を脱水する為の設備であり、送泥汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。本機器は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業（株）のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大淀配水場回転速度制御設備改良に伴う既設設備改造その他工事

2 契約の相手方

(株) 明電舎

3 随意契約理由

本工事は、大淀配水場の回転速度制御設備改良及び施設運転用自家発電設備の設置に伴い、既設監視制御設備（自動制御盤、ミニグラフィック監視操作卓）、ポンプ現場制御盤、遠方監視用通信装置、高圧電動機の改造を行うものである。

既設監視制御設備、ポンプ現場制御盤、遠方監視用通信装置は（株）明電舎が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である（株）明電舎以外ではハードウェア及びソフトウェアの改造を行うことができない。

また、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

既設高圧電動機設備についても、（株）明電舎が独自に設計、製作したハードウェアで構成されているもので、当該機器の改造は、機器の構成及び機能並びに基本構造を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、この改造により動作確認・機能保障を行うには、（株）明電舎以外では、実施することが不可能である。

よって、本工事を実施できるのは（株）明電舎のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

恩貴島抽水所外2か所消火設備修繕

2 契約の相手方

(株)初田製作所

3 随意契約理由

今回修繕する恩貴島抽水所外2か所消火設備は、消防法に基づき恩貴島抽水所、海老江下水処理場、及び佃第2抽水所に設置されたものであるが、長期の使用による老朽化のため機能が低下しており、非常時の消火に支障をきたすため、構成部品を取替え修繕する必要がある。

本設備は(株)初田製作所が設計製作したもので、修繕にあたっては消火設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、今回修繕する消火設備は消防法に基づいた認定に適合しており、他社にその修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕をできる業者は製作会社である(株)初田製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場冷蔵庫棟4階冷凍機CR-42圧縮機補修工事

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

本工事は、冷蔵庫棟4階に設置している冷凍機CR-42圧縮機の機能保全のために補修及び部品交換並びに調整を行うものである。

本工事対象設備は、(株)日立製作所(当時は日立プラント建設(株))が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該設備の製造者である(株)日立製作所は、自社製品の保守及び維持管理にかかる関連工事等を同社の系列会社である(株)日立プラントサービスに移管している。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは唯一の業者である(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

随意契約理由書

1 修繕名称

今福下水処理場 No.2 汚泥除じん設備修繕

2 契約の相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由

本修繕は、今福下水処理場送泥前処理施設の No.2 汚泥除じん設備が、長時間の運転で各部の摩耗損傷が著しく、運転不能となっているため、送泥前処理施設の運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、三菱化工機(株)が設計製作したものであり、汚泥除じん設備の部品取替について、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値ならびに部品が他社では製作していない。また、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である、三菱化工機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 第4沈砂池スクリーンかす搬出機修繕

2 契約相手方

(株) IHI 環境エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕するスクリーンかす搬出機は、第4沈砂池で発生したスクリーンかすを貯留ホッパまで搬出するための設備であるが、ベルトや sprocket 等が磨耗損傷し、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本設備は、株式会社 IHI が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計により、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社より製品のアフターサービスを移管されている (株) IHI 環境エンジニアリングのみであるため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場外6か所計装設備修繕

2 契約の相手方

向洋電機（株）

3 随意契約理由

今回修繕する計装設備は、平野下水処理場及び南部方面管理事務所管内マンホールポンプ場（6か所）の運転監視に重要な役割を持つ計装設備であるが、老朽化により構成部品が動作不良を生じ、日常の運転監視に支障をきたしており修繕する必要がある。

本設備は横河ソリューションサービス（株）が設計製作したもので、取替部品は他社で製作しておらず、修繕に当たっては製作時と同一の手法を用いて部品の取替え及び再組み立てを行い、従前と同等の性能を発揮させなければならぬ。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている向洋電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝電機サービス（株）

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備（受変電設備、監視制御設備）は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であり、受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保として高い信頼性を維持させるため、また、監視制御設備は、泥溶融炉設備の日常運転監視制御における高い信頼性を維持するため 機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、（株）東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている東芝電機サービス（株）のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

鳴野第2住宅(1・2号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-9643)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2 契約相手方 (株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備(受変電設備、計装設備、監視制御設備)は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であり、受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保として高い信頼性を維持させるため、また、計装設備並びに監視制御設備は、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため 機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所並びに(株)日立ハイテクコントロールシステムズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備、計装設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、制作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟雑排水ポンプPD-3-1その他補修工事

2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

3 随意契約理由

本工事は、市場東棟に設置している雑排水ポンプ及び汚水ポンプが老朽化により機能が著しく低下し、動作不良が生じている為、部品交換等による補修を行うものである。

本工事対象設備は、新明和工業(株)が設計製作したものであり、補修にあたっては、製作者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその補修を行わせることは極めて困難であり、かつ、補修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は製作会社である新明和工業(株)からアフターサービス業務を移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7969)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪港防潮扉遠隔制御設備移設工事

2 契約の相手方

(株)東芝

3 随意契約理由

当局が所管している大阪港湾岸には、市民生活の安全を確保するため、台風、地震などによる高潮・津波の襲来に備え延長約 60km に及ぶ防潮堤と防潮扉（360 基）及び水門（8 門）がある。その内、港区三十間堀川水門（2 門）と港区福崎水門（1 門）は遠隔制御設備により津波の襲来時に監視局より遠隔で開閉制御、状態監視等を行うことが出来る。

本工事は、当該設備における監視局装置の改良及び移設、並びに各水門端末局装置の改良を行うものである。

当該設備は、設置時において、大阪市の仕様を反映し、上記業者がシステムから各端末機器装置に至る相関関係など、独自の技術を用いてシステム構築を行っており、上記業者でなければ施工ができない。

以上のことから、システムが確実に稼働するように各装置の改良及び移設等を行える唯一の業者である(株)東芝と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備担当（電気）（電話番号 06-6568-9092）

随意契約理由書

1. 工事名称： 千島下水処理場外1か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： メタウォーター（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、千島下水処理場外1か所で別途施工される電機設備工事に必要となる監視機能等を、既設制御設備に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、メタウォーター（株）が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、メタウォーター（株）のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署：建設局管理部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場消化槽加温用温水設備修繕

2 契約の相手方

(株)高尾鉄工所

3 随意契約理由

今回修繕する温水設備は、消化槽を加温するための設備であるが、抽気ポンプ等が磨耗、損傷し性能が著しく低下しているので修繕を行うものである。

本温水設備は、(株)高尾鉄工所が設計製作したもので、抽気ポンプ等の取替に伴う温水設備の燃焼調整等、設備機能の回復ならびに修繕後の性能を維持させるためには、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が密接不可分であり、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)高尾鉄工所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

大野下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備用かくはん機修繕

2 契約相手方

クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕するスクリーンかす洗浄脱水設備用かくはん機は、流入下水中からかき揚げられたごみ（スクリーンかす）に付着している汚れを、洗浄槽で効率よくかくはん洗浄するための設備である。本設備は、前回整備から10年以上が経過し、軸受け部分の著しい損傷により、運転ができなくなっているため、修繕するものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作したもので、修繕における分解、組付調整には、製作会社独自の技術を必要とし、必要な取替部品も他社で製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービスを移管されている、クボタ環境サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

- 1 修繕名称 海老江下水処理場 第1沈澄池 No.2 返送汚泥ポンプ修繕
- 2 契約相手方 新明和アクアテクサービス㈱

3 随意契約理由

今回修繕する返送汚泥ポンプは、海老江下水処理場第1沈澄池で沈降した汚泥を再曝気槽に返送するための設備であるが、メカニカルシール及び軸受等の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷したメカニカルシールから汚泥が浸入し、返送汚泥ポンプを運転する事が出来ず、沈澄池内に返送汚泥が滞留した際には、沈澄池溢流水から活性汚泥が流出し、放流水の水質基準を満たさないおそれがある。

本設備は新明和工業㈱が設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度やインペラリングとライナリングのクリアランスの許容値等、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービスを移管されている新明和アクアテクサービス㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-0113)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野下水処理場 遠心脱水機用汚泥破碎機修繕

2 契約の相手方

古河産機システムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する汚泥破碎機は、送受泥槽の汚泥中に含まれる夾雑物を破碎し、濃縮汚泥供給槽へ送泥するものであるが、切刃等の破碎部品の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているので修繕を行うものである。

今回修繕する汚泥破碎機は、古河産機システムズ(株)が設計製作したもので、分解整備後の組立時等における組立精度や許容値など、独自の技術を必要とし、取替部品も製作会社でしか製作していないものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は古河産機システムズ(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

此花下水処理場各種揚砂ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株) 相互ポンプ製作所

3 随意契約理由

今回修繕する揚砂ポンプは、下水処理過程で定常的に発生する沈砂を固液分離するために汚泥とともに揚水する設備であるが、長時間の運転により摩耗損傷が著しく、必要な揚水量が確保できず、沈砂の堆積により施設の運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本ポンプは、(株) 相互ポンプ製作所が設計製作したものであり、修繕における分解、組み付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、修繕に必要な取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株) 相互ポンプ製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称

大野下水処理場 濃縮前処理設備用沈砂分離装置修繕

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕する濃縮前処理設備用沈砂分離装置は、大野下水処理場沈殿池で抜き取った汚泥の砂分を分離除去し、後段の汚泥濃縮設備での閉そくを防止し、安定運転させるための設備であるが、長時間の運転により接液部の損傷が著しく、運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備はJ F Eエンジニアリング(株)が設計製作したもので、今回取り替える各部品は他社では製作しておらず、修繕にあたっての組付調整には製作会社が独自に保有する技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、J F Eエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称 海老江下水処理場 ポンプ棟 No.17 雨水ポンプ用吐出弁
電動開閉機外修繕

2 契約相手方 日本ギア工業㈱

3 随意契約理由

今回修繕する電動開閉機は、海老江下水処理場ポンプ棟 No.17 雨水ポンプの吐出量を調整するための設備及び桜島抽水所沈砂池の流入下水を調整するための設備であるが、軸受等の摩耗損傷が著しく、開閉を繰り返すたびに油が漏れ、焼き付きを起こす恐れがあるために修繕するものである。このまま使用し続けるとステムナットとスピンドルが焼き付き、雨水排水時に吐出弁等の操作が出来なくなり、雨水ポンプが運転出来なくなった際には、浸水など処理区域の市民生活に支障を来たすおそれがある。

本電動開閉機は、日本ギア工業㈱が設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度やステムナットとスピンドルとの回転角度の調整など、製作会社の保有する調整技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、日本ギア工業㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場1号炉ボイラ設備外緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラ設備の水管が破孔し、また、投入ホッパ水冷ジャケットについても大量の水漏れが発生していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場でも定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した(株)タクマ以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

環境局西淀工場(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1. 修繕名称：平野下水処理場汚泥処理棟汚泥ケーキ移送ポンプ修繕
2. 契約相手方：兵神装備（株）
3. 随意契約理由：

今回修繕をする汚泥ケーキ移送ポンプは、下水処理場の脱水設備で発生した汚泥ケーキを汚泥焼却設備及び汚泥熔融炉設備に移送するための設備であるが、長時間の運転による劣化と夾雑物・砂等によりステータ等が摩耗・損傷しているため修繕を行うものである。

本ポンプは兵神装備（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は兵神装備（株）のみである。

4. 根拠法令：
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署：
建設局 南部方面管理事務所 設備課
(電話番号：06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場

No. 1 初沈濃縮汚泥供給ポンプ外一軸偏心式ポンプ設備修繕

2 契約相手方

兵神装備（株）

3 随意契約理由

今回、修繕を実施する一軸偏心式ポンプ設備は、中浜下水処理場で発生する汚泥を各々の汚泥処理設備へ移送するための設備で、長時間の運転による劣化と夾雑物・砂等によりポンプ回転部分が摩耗・損傷しており継続使用に耐えない。よって汚泥処理に支障があるため修繕を行うものである。

本機器は、兵神装備（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器の熟知と独自の技術を必要とする。取替部品にあたっては独自に設計製作しており他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である兵神装備（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課

(電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場電気設備は、平野下水処理場内の各種機器を運転監視制御するための監視・計装・受変電設備であるが、経年劣化により構成部品が損傷し、十分な機能が発揮できないため修繕を行うものである。

本設備の監視設備は(株)日立製作所、計装設備は(株)日立ハイテクコントロールシステムズが設計制作したもので、修繕に当たっては、電気設備としての一貫したシステム構成を熟知し、制作当初の設計により機器の分解、部品の取替え等を行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があることに加え、取替部品も他社では製造していない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を施工させられず、加えて修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、製作会社からアフターサービスを移管されている上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

今福下水処理場 I T V 設備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング㈱

3 随意契約理由

今回修繕する I T V 設備は機械スクリーン、ターボブロワ等の場内設備を常時監視する設備で処理場の運転管理に重要な役割を持っており、老朽化により著しく機能が低下した構成部品を取替えるものである。

I T V 設備は三菱電機㈱が設計製作したもので修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービスを移管されている三菱電機プラントエンジニアリング㈱のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その9）

2 契約の相手方

大成・奥村・前田・中林特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その8）に引き続き掘削工を行うものである。

既往工事で設置している鋼管矢板及び土留め支保は、当該工事に近接する住吉川護岸構造物及び周辺の重要構造物や地下埋設物への影響を最小限に抑制するために設置された本体仮設物であり、継続した計測管理を行っている。今回工事である掘削工はそれら鋼管矢板及び土留め支保工と一体的に機能を発現する工種であり、周辺の影響変位等を考慮した施工管理が重要となる。

上述のとおり、掘削工と鋼管矢板及び土留め支保工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 消化ガスエンジン点検整備修繕

2 契約相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回、修繕を行う消化ガスエンジンは、中浜下水処理場にて発生する消化ガスを利用する発電設備で、その発電した電力は中浜下水処理場で使用している。本修繕は運転時の高い信頼性を維持させるため、消耗品並びに損傷部品の取替、各部の調整を行うものである。

本設備は、WAUKESHA ENGINE DRESSER INC.が設計製作したもので、エンジン各部の分解・組立及び調整には製作会社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、さらに、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことより、本修繕ができる業者は、製作会社の日本国内における唯一の代理店であるJFEエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

竹島抽水所消火設備修繕

2 契約の相手方

(株)コーアツ

3 随意契約理由

今回修繕する竹島抽水所消火設備は、消防法に基づき設置されたものであるが、長期の使用による老朽化のため機能が低下しており、非常時の消火に支障をきたすため、構成部品を取替え修繕する必要がある。

本設備は(株)コーアツが設計製作したもので、修繕にあたっては消火設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、今回修繕する消火設備は消防法に基づいた認定に適合しており、他社にその修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕をできる業者は製作会社である(株)コーアツのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場防火シャッター補修工事

2 契約の相手方

三和シャッター工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、市場東棟に設置しているシャッターの部品の破損、劣化、作動不具合による部品交換・調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、三和シャッター工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している三和シャッター工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7965)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪城公園青屋門改修工事－2

2 契約の相手方

株式会社 鳥羽瀬社寺建築

3 随意契約理由

本工事は、大阪城公園内の青屋門の損傷部分を改修する工事である。青屋門は、現在重要文化財の指定は受けていないものの、史跡内の建造物としてその改修については、重要文化財に準じるものとして配慮した改修内容である旨を文化庁に届出の必要があるとともに、同じ史跡内にある桜門・大手門等の重要文化財建造物との意匠上・構造上の整合性にも配慮しなければならない。

こうした重要文化財等の改修工事においては、文化庁の指導のもと、材料・工法を建設当時と同様のものとする必要があるため、既存部材の正確な組位置の確認、損傷に応じた臨機の措置等が行える高度な技術力をもった施工体制など、きわめて専門性の高い伝統的修理技術、実績が要求される。このため、建造物木工の選定保存技術認定を文部科学省から受けている団体が実施する講習を受けている者を現場に配置できること、及び木造建築物等の重要文化財の改修工事实績を有していることが施工者の要件として求められる。

このような理由から入札参加有資格者から施工可能な全ての業者（4者）を選定し「大阪城公園青屋門改修工事」を指名競争入札で平成25年7月31日に執行したが、最低制限価格未満が1者、予定価格超過が1者、入札辞退が2者で落札者がなかったため、予定価格超過の者に対し8月2日に再度入札を執行したが予定価格超過となったため、その者と不落随契を締結するべく価格交渉を行ったが金額が折り合わず入札不調となった。

今回改修する青屋門は、門廻りの柱足元が腐朽・沈下しており、背面側の漆喰壁に大きな亀裂が発生し一部浮きもみられる。また、庇屋根の丸瓦の割損、留蓋瓦の欠失、柱足元の金物の脱落など、老朽化による著しい損傷が見受けられる。

また青屋門は、大阪城公園駅から天守閣へ向かう観光客のメインルート上にあり、観光客等不特定多数の一般利用者の安全を確保するため、早急に損傷部分の修復を行う必要がある。

これらの理由から本工事については早急に施工しなければならないが、入札後のヒアリングで入札辞退の2者の理由が1者は本工事を施工するにあたり技術者がいないため、もう1者は時期的に積算することができないため辞退したこと、また予定価格超過の1者とは金額が折り合っていないことから勘案すると、最低制限価格未満であったが唯一予定価格以下での入札を行った株式会社鳥羽瀬社寺建築と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

5 担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課（TEL 06-6208-9334）

随意契約理由書

1 案件名称

泉尾配水場電気設備設置に伴う既設設備改造その他工事

2 契約の相手方

三菱電機（株）

3 随意契約理由

本工事は、泉尾配水場電気設備の設置等に伴い、既設配水情報システム、既設水質情報システム、既設テレメータ子局の改造を行うものである。

これらの機器は三菱電機（株）が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である三菱電機（株）以外ではハードウェア及びソフトウェアの改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは三菱電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

平野市町抽水所外1か所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

今回修繕する平野市町抽水所外1か所電気設備は、平野市町抽水所及び平野下水処理場汚泥溶融炉を安定稼働させるために重要な役割を持つ電気設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の運転監視業務に支障をきたしている電気設備の構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)明電舎のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、JFEエンジニアリング(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者はJFEエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場取水設備整備工事

2 契約の相手方

(株) 電業社機械製作所

3 随意契約理由

当工場の取水設備は、(株) 電業社機械製作所が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の取水設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の取水設備の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称 海老江下水処理場 送泥ポンプ外修繕

2 契約相手方 兵神装備(株)

3 随意契約理由

今回修繕する送泥ポンプ及び消化汚泥ポンプは、海老江下水処理場で発生する消化汚泥を、此花下水処理場へ送る設備の送泥ポンプと、消化槽から送受泥槽へ圧送する設備の消化汚泥ポンプであり、長時間の運転により各部が摩耗・損傷し、運転能力が著しく低下し、汚泥処理に支障をきたしているもので修繕するものである。

本設備は、兵神装備(株)が設計製作したものであり、本体ステーター、ローターなどの取替部品について、設備性能を発揮させるための組付精度及び許容値など、取替や調整の技術が必要であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。また、取替部品についても他社では製作していない。以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である兵神装備(株)のみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-0113)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉やろ過式集じん器など設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場1・2系送水ポンプ設備改良に伴う既設設備改造その他工事

2 契約の相手方

(株)日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場1・2系送水ポンプ設備の改良等に伴い、既設監視制御設備の改造を行うものである。

これらの機器は(株)日立製作所が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株)日立製作所以外ではハードウェア及びソフトウェアの改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 修繕名称

塚本抽水所No. 5汚水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)日立製作所

3 随意契約理由

今回修繕する No. 5 汚水ポンプは、当抽水所に流入する汚水を、下水処理場へ流入する下水幹線に中継送水するための設備であるが、長時間の運転により回転部分の損傷が著しく、汚水送水に支障をきたしているので、修繕するものである。

本ポンプは、(株)日立製作所が設計製作したもので、今回取替える部品は他社では製作しておらず、それら製作部品と既設部品との組付調整には、精度や許容値などに関する同社が独自に保有する技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

大淀配水場施設運転用自家発電設備設置に伴う既設設備改造その他工事（その2）

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本工事は、大淀配水場の施設運転用自家発電設備の設置及び回転速度制御設備の改良に伴い、既設特別高圧配電設備、高圧配電設備の改造を行うものである。

既設特別高圧配電設備、高圧配電設備はメタウォーター（株）が独自に設計、製作したハードウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者であるメタウォーター（株）以外ではハードウェアの改造を行うことができない。

また、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのはメタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

此花下水処理場濃縮前処理電気設備修繕

2 契約の相手方

日新電機（株）

3 随意契約理由

今回修繕する此花下水処理場濃縮前処理電気設備は処理場で発生した汚泥から沈砂等を除去するための電気設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の運転管理に支障をきたしているため、著しく機能が低下した構成部品を取替え修繕する必要がある。

本設備は日新電機（株）が設計製作したもので、修繕に当たっては電気設備としての一貫したシステム構成を熟知し、当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である日新電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6462-1519）

随意契約理由書

1 修繕名称 海老江下水処理場 再揚水ポンプ外修繕

2 契約相手方 クボタ機工(株)

3 随意契約理由

今回修繕する再揚水ポンプ及び脱離液移送ポンプは、海老江下水処理場の二次処理水を正蓮寺川へ放流するための設備及び第一濃縮分離液を反応槽に返流するポンプ設備であるが、メカニカルシール及び軸受等の摩耗損傷が著しく、損傷したメカニカルシールから浸水し運転ができないため、処理水を放流、分離液を返流するのに支障をきたしているので修繕するものである。

本ポンプは、(株)クボタが設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度や羽根車と吸込ライナーとのクリアランス調整など、製作会社の保有する調整技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保障をもたせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)クボタよりメンテナンスを移管されているクボタ機工(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-0112)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場有害ガス処理設備整備工事

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

当工場の有害ガス処理設備は、倉敷紡績（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の有害ガス処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の有害ガス処理設備の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は倉敷紡績（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場（電話番号06-6681-0035）

随意契約理由書

1 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事
（その8）

2 契約の相手方

大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その7）に引き続き地盤改良工を行うものである。

本工事では、被圧滞水層の影響による掘削時の盤ぶくれ対策を講ずる必要があり、かつ、周辺重要構造物への影響を最小限にする目的で、既往工事において鋼管矢板の下部に遮水壁工を実施している。

追加調査により上町断層系住之江撓曲の影響で地層層序が複雑、かつ、連続性に乏しく、その対策として新たな地盤改良工の必要性が判明した。

そのため、今回工事では掘削底版部分において地盤改良工を実施し、既往工事の遮水壁と一体化させて被圧滞水層を囲うことにより、複雑な地層層序部においても確実な遮水性を確保しようとするものである。そのため、今回工事で実施する地盤改良工は、既往工事の遮水壁工と一体となって、所要の目的を発現するものである。

上述のとおり、既往工事で実施した遮水壁工と密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

随意契約理由書

1 案件名称

西島1丁目地内一時貯留水排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株) 鶴見製作所

3 随意契約理由

今回修繕する一時貯留水排水ポンプは、一時貯留した雨水を排水するための設備であるが、長時間の運転によりメカニカルシールのしゅう動部等の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本ポンプは、(株) 鶴見製作所が設計製作したものであり、修繕における分解、組み付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、修繕に必要な取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 鶴見製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 副産物処理ろ過タンクその他改修工事

2 契約の相手方

関西ティーイーケイ (株)

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後に発生する副産物（骨、動物性油脂）処理プラントのろ過タンクその他の更新及び二次粉砕機その他の部品取替と更新・部品取替に伴うプラント全体の試運転と総合調整をおこなうものであるが、当該プラントについては、建設時よりすべて東レエンジニアリング（株）が設計・施工している。

しかし、同社は、当該プラントにかかる業務そのものを関西ティーイーケイ（株）に移管し、当該プラントにかかる業務を平成17年に撤退した。

関西ティーイーケイ（株）は、当該プラントについての図面及び設計施工管理ノウハウを東レエンジニアリング（株）より引き継ぎ、システム及び現場実状を詳細に熟知しており、当該業者でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は関西ティーイーケイ（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当（電話番号06-6675-2015）

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場消化ガス脱硫設備修繕

2 契約の相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由

今回修繕する脱硫設備は、消化ガス中に含まれる硫化水素の除去設備であるが、長年の使用により、脱硫性能が著しく低下しているため修繕を行うものである。

本脱硫設備は、三菱化工機(株)が設計製作したもので、取替品の選定にあたっては、製作会社としての技術と経験を必要とし、取替品も他社では製作しておらず、取替に当たっては、当該設備を熟知しており、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、三菱化工機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-1403)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川浄水場配水ポンプ用高圧電動機二次短絡装置補修工事

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

本工事は、東淀川浄水場（柴島浄水場構内）に設置している配水ポンプ6号用高圧電動機の二次短絡装置の補修を実施し、機能回復を図るものである。

当該高圧電動機は、(株)明電舎が独自に設計、製作したものであり、工事による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本工事ができる業者は(株)明電舎のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号 06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 東池急速ろ過池電気設備機能追加工事

2 契約相手方

(株)日立製作所

3 随意契約理由：

本工事は、平野下水処理場の東池急速ろ過池用原水ポンプの流量制御に必要となる設備を既設制御設備に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設制御設備は、(株)日立製作所が設計製作したものであり、機能追加に当たっては、製作当初の設計思想に基づき、製作時と同一の設計手法を用いて機能追加を行い、プラント設備として既設設備と一体となって機能を発揮させなければならない。制御設備を構成する電気機器も既設設備に適合するものは他社では製作していない。

また、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本工事を施工できるのは(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

インテックス大阪照明制御装置改修工事

2 契約の相手方

東芝ライテック株

3 随意契約理由

本工事は、展示館事務所に設置された、照明制御装置の経年劣化に伴い照明主操作盤及び動力端末ユニットの改修を行うものである。

当該機器については、上記業者が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、東芝ライテック株のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2382）

随意契約理由書

1 案件名称

柏里第2住宅(4~6号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、株式会社日立製作所の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては株式会社日立製作所にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知した製造者である株式会社日立製作所から、昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された、株式会社日立ビルシステムが唯一施工可能である。よって、株式会社日立ビルシステムと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-9643)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥溶融炉排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

(株)マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、平野下水処理場溶融炉を運転監視制御するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し、機能が低下した構成部品の取替えを行うものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、分析計の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならず、取替え部品についても、他社では製造していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)マコト電気のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 西ポンプ棟No.4 雨水ポンプ修繕

2 契約相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

今回修繕する西ポンプ棟No.4 雨水ポンプは、西ポンプ棟に流入した雨水を放流するための設備であるが、長年の運転によりメカニカルシール等が磨耗し、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計により、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株) 日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1. 工事名称： 出入橋抽水所外5か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株)日立製作所

3. 随意契約理由：

本工事は、出入橋抽水所外5か所の場内で別途施工される設備の増設及び改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設制御設備・既設監視制御設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署：建設局管理部設備課(電話番号06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 1号炉ボイラ設備緊急補修工事

2 契約相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場の焼却設備中間整備工事に伴い、1号炉ボイラ設備を停止して点検していたところ、中間整備工事の整備対象にはなかったボイラ設備水管の破孔が見つかり、炉の運転が不可能な状況となっていることが判明した。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来たすことが懸念される。当局の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修を行い1号炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測されるため、一般ごみ収集の停止といった危険性をもはらんでおり、ごみ処理計画及び市民サービスに甚大な影響を与えかねない。このため、ボイラ設備の補修を緊急に実施する必要がある。

また本設備は、現在中間整備工事を行っているJFEエンジニアリング(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、1号炉が停止している短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、本設備を設計、施工したJFEエンジニアリング(株)以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1. 案件名称：かもめ大橋緊急補修工事

2. 契約相手方：日立造船（株）

3. 随意契約理由：かもめ大橋（住之江区）の埋立側橋台（A1 橋台）端支点部において、ケーブル張力による路面の浮上りを防止する装置であるペンデル支承で亀裂や座屈などの変状が発見された。

当該橋梁は、大型車両を含む交通量の多い路線であり、ペンデル支承の変状が大きくなれば路面上に段差が発生し、事故発生の可能性が危惧されるため、緊急に補修を行う必要がある。

本橋梁は橋長44.2mと長大な橋梁であり、本件の補修対象であるペンデル支承は吊り橋や斜張橋といった特殊な橋梁のみに設置される部材であることから、緊急工事の実施にあたり、ペンデル支承や長大橋の性質を十分把握した上で行わなければならない。

また、今回の補修工事は、同様の損傷事例がないことから、建設当時から現在に至るまでの変状を把握した上で原因について検討し、補修内容を確定しなければならない。

したがって、早急な補修対応をするためには、本橋梁の上部工を製作・架設し、建設当時の建設条件や構造を把握しており、かつ地盤沈下に対する補強工事やケーブル張力調整工事などの大規模改修工事を行い本橋梁の応力状態を熟知している唯一の業者である日立造船（株）と随意契約するものである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5. 担当部署：大阪市港湾局計画整備部保全監理担当（設計）

（電話番号：06-6615-7827）